九州運輸局長 令和7年11月4日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年11月14日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

- 1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第21号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申 請 者	申請	概 要	営 業 区 域	備考
7 - 2 0 2 7 - 2 0 3 7 - 2 0 4 7 - 2 0 5 7 - 2 0 6	木村 敏隆 山内 哲也 山田 崇史 舩越 圭三 向窪 信宣	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。	1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7 – 2 0 7	福岡エムケイ株式会社	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。	1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局